

性的少数者の人権 ～カミングアウトとアウティング～



レインボーフラッグ
6色のフラッグは、性の多様性を表し、性的少数者支援の意思表示に使われています。

「カミングアウト」とは

秘密を打ち明けるという意味で使われますが、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを他人に表明するときにも用いられます。

当事者の中にはカミングアウトすることで、「本当の自分を知ってほしい」と思っている人もいますが、「カミングアウトしてもきっと誰にも理解してもらえない」「カミングアウトすると噂やからかいの対象になるのではないかと悩んでいる人もいます。

「アウティング」とは

個人の秘密を本人の了解を得ずに他人に暴露するという意味で使われます。

軽い気持ちや面白半分アウティングをしてしまったり、相談されたことを受けとめきれずに他人について話してしまう場合もあります。

しかし、アウティングは、打ち明けた本人を傷つけ、その人の居場所を奪ってしまう恐れがある重大な人権侵害であり、許されない行為です。

☑チェック

「カミングアウトするかしないか」や「いつ、誰に伝えるか」は、当事者本人が決めることであり、周囲の人が強要してはいけません。

また、もしあなたがカミングアウトを受けたなら、それは相手があなたを深く信頼している証拠です。カミングアウトを受けたときは以下のことを心がけましょう。

- ① 決して本人の了解なしに他人に話さない。(＝アウティングをしない。)
- ② 大切なことを話してくれたということを心に留め、本人の気持ちに寄り添いながら話を聴く。

～「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました(令和5年6月)～

性の多様性について正しく理解し、性的少数者であることなどを理由とする偏見や差別をなくしましょう。誰もがその性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、自分らしく生きることのできる社会をみんなでつくっていきましょう。



〈相談窓口〉

- ・県男女共同参画センター “りいびる”
LGBTQ 相談 ☎073-435-5246
- ・県人権啓発センター ☎073-421-7830
- ・県人権局 ☎073-441-2563

内容についてのお問い合わせは

県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

